



公契約に携わる労働者の 賃金引き上げを



1日に開かれた区議会企画総務委員会で、昨年度制定された公契約条例に基づき2023年度の労働報酬下限額について質疑しました。(のの山けん)

北区は、北区公契約審議会からの答申をふまえて、区長が毎年、年度ごとの労働報酬下限額を定めるとしています。区が法で定められた最低賃金を上回る労働報酬下限額を決定することは、公契約に携わる労働者の賃金水準の引き上げにつながります。

今年度の下限額の水準は

告示された下限額は、工事・製造の請負契約のうち、熟練労働者や一人親方は時給1744円から5862円（51業種ごとに細かく設定）、それ以外の労働者は1470

会計年度任用職員の賃上げこそ

円となっています。一方、工事・製造以外の請負契約や業務委託・指定管理協定に従事する労働者の下限額は、1147円と低く設定されています。

これは、公契約審議会がこの分野の労働者の下限額を、「北区会計年度任用職員（事務補助）の令和5年度に適用される時間単価と同額とする設定方法が望ましい」と答申しているからです。日本共産党は、業務委託・指定管理でも「最低時給1500円以上の下限額を」と求めています。そのためにも、来年度から可能となる勤勉手当の支給を含め、会計年度任用職員の大幅な賃上げが必要です。

公契約条例とは

入札や公契約の適正化、公契約業務に従事する労働者の報酬下限額の設定など適正な労働環境整備の推進、公契約の適正な履行及び公共工事等の品質の確保を図ることにより、地域経済の活性化及び区民の福祉の増進を目的とする条例。北区では2022年6月に制定。

23年度労働報酬下限額(時間あたり)

1. 工事又は製造の請負契約に係る業務に従事する特定労働者
 - (1) 熟練労働者及び一人親方 (例)

・軌道工	5,862円
・特殊作業員	3,004円
・普通作業員	2,689円
・軽作業員	1,890円
・交通誘導警備員B	1,744円
 - (2) 見習い・手元等と使用者が判断する労働者など 1,470円
2. 工事・製造以外の請負契約並びに業務委託・指定管理協定に従事する特定労働者 1,147円

※労働報酬下限額の詳しいデータは、以下のサイトから「告示文」をダウンロードしてください。

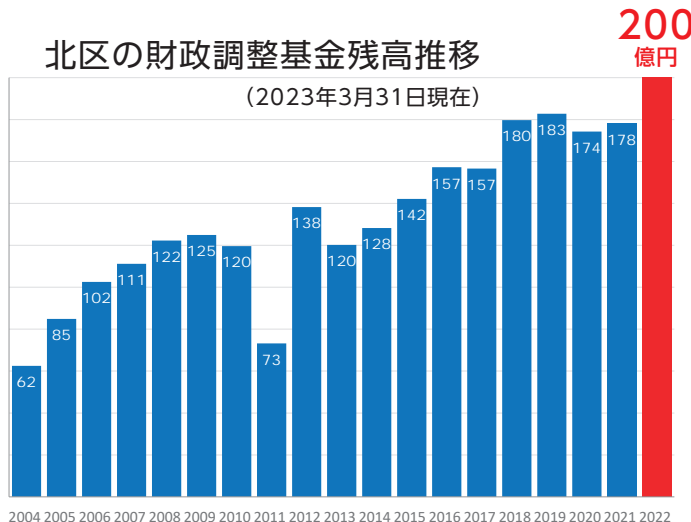


財調基金200億円超に

財政に余力があるなら、より多くの区民に給付金支給を

北区は3年に及ぶコロナ禍や物価高騰が家計を圧迫し続ける下でも、着々と基金を積み増し、主要5基金（財政調整・減債・施設建設・まちづくり・学校改築）は3月末現在で約755億円に達しています。うち特定の目的を持たず、家計支援などに活用できる財政調整基金は200億円を突破しました。

日本共産党区議団は、財調基金を活用し、非課税世帯向けの物価高騰支援給付金の対象を年収400万円程度の納税者にまで広げるよう区長に要望しています。（のの山けん）



北区では、20年後の北区の将来像などを定める「北区基本構想」の策定に向けて、2021年10月に発足した北区基本構想審議会にて検討を重ねてきました。

このたび、審議会会長から提出された答申

をふまえ、新たな「北区基本構想（案）」が作成され、区民からの意見を求めるパブリックコメントが実施されています。6月には意見交換会も開かれます。多数のみなさんの意見をお寄せ下さい。（のの山けん）

“ 北区基本構想（案） ” パブリックコメント募集中

● 閲覧場所 北区ホームページ（右のQRコードから見られます）、企画課（第一庁舎3階）、区政資料室、地域振興室、図書館

● 提出期限・方法 6/1～7/3 北区ホームページ、郵送、FAXまたは持参



意見交換会

対象は区内在住、在勤、在学の方。オンライン開催は事前申し込みが必要です

第1回 6月17日（土）10:00～12:00 北とぴあ16階 1601会議室

第2回 6月17日（土）15:00～17:00 オンライン開催

第3回 6月23日（金）18:30～20:30 北とぴあ14階 スカイホール

お問い合わせは 北区政策経営部企画課 ☎03-3908-1104まで